

第1回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年10月19日（月）14:00～15:10

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、
竹内純子、新山陽子

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）青山浩子、大泉一貫、澤浦彰治

（政府）河野大臣、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次
長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）越前たけふ農業協同組合：石原参事

株式会社ケツト科学研究所：江原技術部門渉外部署長

株式会社ヤマザキライス：山崎代表取締役

農林水産省：天羽政策統括官

農林水産省：平形政策統括官付農産部長

農林水産省：小林政策統括官付参事官

農林水産省：東野政策統括官付穀物課長

農林水産省：上原政策統括官付穀物課米麦加工流通対策室長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

消費者庁：津垣政策立案総括審議官

消費者庁：五十嵐食品表示企画課長

4. 議題：

（開会）

1. 農林水産ワーキング・グループにおける当面の審議事項について

2. 農産物検査規格の見直し状況について

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、定刻14時になりましたので「規制改革推進会議 第1回農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催をいたします。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後

は再びミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は、小林議長、高橋議長代理に御出席いただいております。河野大臣、青山専門委員は遅れての御参加とお伺いしております。岩下委員、井村専門委員、林専門委員は御欠席です。また、成長戦略会議から金丸議員にも御出席をいただいております。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長をお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、早速、本日の議題に入ります。議題1は「農林水産ワーキング・グループにおける当面の審議事項について」であります。

当面の審議事項の案を作成しておりますので、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○川村参事官 それでは、資料1を御覧ください。「農林水産ワーキング・グループにおける当面の審議事項」でございます。

「1. 農業」につきましては（1）農協改革の着実な推進、（2）担い手への農地利用の集積・集約化等の推進、（3）農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化、（4）農産物検査規格の総点検と見直し、（5）牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革のフォローアップ、（6）高機能農機の普及に向けた規制・制度に関する手続きの総点検でございます。

次のページを御覧ください。「2. 水産業」でございます。（1）科学的資源管理の着実な実施、（2）養殖等の漁業権漁業の新規参入・規模拡大の推進、（3）生産性の高い漁業の推進でございます。

「3. 林業」でございます。（1）森林経営管理法の制度運用でございます。

一番下に書いてございますが「当面、これらの視点で規制改革に取り組むが、これら以外についても、強い農林水産業を創出し、地域経済の活性化に資する規制・制度改革の審議を大胆に進めていく」という形にさせていただいております。

私からは以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、今、川村参事官が最後に御指摘されたように、あくまでも当面のということであります。また、既に事前に皆様に御相談させていただいておりますが、何かあれば、後ほど事務局まで御連絡いただければと思います。また、今、この場で何か特段にコメントがあれば、Zoomの「手を挙げる」機能を使いまして御発言いただければと思います。

また、後ほど事務局に連絡していただいても結構でございます。特にこの場ではないようでございます。よろしいでしょうか。

それでは、農林水産ワーキング・グループにおける当面の審議事項については、資料1のとおりといたします。

ありがとうございました。

それでは、議題2に入る準備をお願いいたします。

○川村参事官 これから関係者の会議室への入室を行いますので、しばらくお待ちください。

(議題2 関係者入室)

○川村参事官 本日の議題2の御出席者が整いましたので、佐久間座長、お願いいたします。

○佐久間座長 それでは、議題2に入ります。議題2は「農産物検査規格の見直し状況について」であります。

本日は、本年夏の規制改革実施計画を踏まえた農産物検査規格及び農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し状況について、農林水産省及び消費者庁からヒアリングいたします。

また、本日は、農産物検査に関する取組についてお話をいただくべく、JA越前たけふの石原参事、株式会社ケツト科学研究所の江原渉外部署長、また株式会社ヤマザキライスの山崎代表取締役にもお越しいただいております。

まずは、農産物検査の概略を事務局より説明いたします。お願いします。

○川村参事官 お手元の資料2-1を御覧ください。今回、井村専門委員とJA越前たけふの御協力をいただきまして、農産物検査の画像を撮影し、資料を作成させていただきました。

まず1ページ目、検査員検査の目視による検査の場合でございます。

米袋に穀刺しを差し入れて玄米を抜き取ります。抜き取ったものを左から2つ目のように試料として並べます。穴が開いておりますので、そこを専用のシールで塞ぐということをされています。また、この米袋には、検査機関の表示と併せて年月日等の押印をされています。

次に、水分の測定です。水分計で水分を測定するということが行われています。

2ページ目を御覧ください。整粒、着色粒、被害粒などの確認です。同じ試料を白い皿と黒い皿へ。背景が白と黒で見え方が変わりますので、ここで着色粒や異物の混入がないかを目視で確認し、6割、7割とか、何が入っている入っていない、その数で1等、2等を判別するとお伺いしています。右側の写真が、カメムシですか、着色粒の米になっております。こういうのを見つけるものでございます。

その結果、等級の証明は、米袋に判子を押しということで、黒ポツ1個のものが1等で、右側にほかの判子の種類がありますけれども、2等、3等、等外というのがございます。

米袋はこういった形でございますが、フレキシブルコンテナ(フレコン)の場合はもう少し細かく検査をするとお伺いしています。先ほどの黒いお皿の上からピンセットでこういった粒の数を計測して、それが全体で何%を占めるのか、何グラムになるのかというのを測定されるということでございます。

次のページを御覧ください。JA越前たけふさんでは、穀粒判別器、本日お越しいただいているケツト社様の少し古いものだとお伺いしていますが、これを活用されて計測され

ています。左側、この機具の場合は玄米を並べるための動作がありまして、並べ終わったものをスキャナーで読み込むということで、測定ボタンを押せば、検査結果が下にある「判別結果」という形で何粒あるというのが出てまいります。この機械の場合は、右側にございますように、判定に用いた1粒ごとの形状を写真で確認することができるということでございます。ただし、こちらですと、穀粒判別器で判定が認められている項目が限定されておりまして、等級判定を最終的に行うには、人の目視による検査がこの後行われているとお伺いしています。

次のページをお願いします。JA越前たけふ様では独自に食味の判定をされてございまして、食味分析計にかけられまして、こちらで食味値が表示されたシールを米袋に張ることが行われています。

ページの下のほうにございますけれども、左側の「85」というのが食味でございまして、このほか、右側に「75」とございますように、1等以上の基準として75%の整粒値というのをシール表示されています。こういったものについて買取り価格を上乗せするインセンティブ制度を導入されているところでございます。

冒頭、私からは以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、JA越前たけふの石原様より、恐縮ですが、3分程度で御説明をお願いいたします。

○石原参事 JA越前たけふの石原でございます。よろしく申し上げます。

それでは、4ページでございますが、先ほど参事官からありました穀粒判別器による測定でございます。当JAは検査員が30名おりますが、これが目視で1等、2等、3等を決めておるわけです。他産地との差別化を図るといった意味で、今のような穀粒判別器の数値。また同時に、食味分析計で食味の数値を計る。この2枚のシールを出しまして、先ほどありました1等、2等の等級印、それから、検査印の左側に食味値「85」とございまして、右側に「75」とございます。食味値でございますと、65から75ぐらいが大体の平均と言われております。こういうことをやることで産地間の差別化を図る。これによりまして、卸、精米業者から、そちらのほうのインセンティブということではございませんが、お米に対する品質、食味が良いという評判を得ておりまして、高い価格で買い取っていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社ケツト科学研究所、江原様より、恐縮ですが、3分程度で説明をお願いいたします。

○江原署長 株式会社ケツト科学研究所の江原でございます。このような機会をいただき、ありがとうございます。

弊社は、昭和21年に起業し、来週で創業74年になる大田区南馬込にある測定器専門メー

カーです。弊社穀粒判別器RN-700の説明をさせていただきます。

弊社の穀粒判別器は、表紙の写真を御覧いただいた形になります。1984年に日本で最初の米穀用穀粒判別器を開発しました。RN-700は5代目の機械になります。開発コンセプトといたしましては、農産物検査に耐え得るよう、とにかく壊れにくく、安価なものを目指し、開発を始めました。本体そのものには米を投入せず、トレイに米をばらまいて、LED、LCDの光の組合せの画像解析によって米の外観品質を判定する方式です。

次の次のページを御覧ください。一般的な穀粒判別器の特徴を申し上げます。まず、判定結果が数字で客観的に提示できます。次に、目視と比較して、同一サンプルを繰り返し測定した性能と、複数の機械で同一サンプルを測定した、すなわち横並び性能に優れていると思われれます。また、粒の数や長さ、幅などを数十秒で測定することができます。

次のページを御覧ください。弊社の穀粒判別器で測定可能な項目を説明します。表の一番上、赤枠で囲みました4項目、着色粒、死米、胴割粒、碎粒については、農林水産省が昨年、穀粒判別器で鑑定できるようにした項目で、仕様確認もされていますので、各社の測定結果がそろっていると思います。白未熟粒については、各社の測定基準が異なるので、結果にはばらつきがある可能性があります。奇茶発というのは、奇形粒、茶米、発芽粒、芽くされ粒などを測定しているもので、異物等は、もみや麦、種などを検出しています。これらについては何とか機械測定をしていますが、安価な機械とすることを念頭に置き開発したものですから、他の測定項目と比べると十分な精度を確保するのは難しいものです。特に異物については目視のほうが判断に優れていると思います。

また、今、御紹介した項目のほか、目視では、形質というものを見ています。形質の項目には、精米歩留りに影響する充実度という重要な指標がありますが、充実度は数値で表すことが難しいため、画像解析で測定することは大変困難です。真の精米歩留りを測定するためには重量を計測する必要があることから、例えば、ソバの農産物検査で使われている容積重などを組み合わせることによって十分な検証が必要とは思いますが、充実度も機械で測定できる可能性があるのではないかと思います。

これでケツトの説明を終わります。ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局より「答申における議論の振り返り」について説明をお願いいたします。

○川村参事官 それでは、お手元の資料2-1にお戻りください。6ページ目から御説明させていただきます。

「規制改革推進に関する答申」の抜粋でございます。「(6)農産物検査規格の見直し」です。

次の7ページ目を御覧ください。

<実施事項>

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルー

トや消費者ニーズに即したものに直すこと、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ①農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
 - ②農業者に多様な選択肢が提供されるようにすること
 - ③農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
 - ④農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること
- 具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化
でございます。

次のページを御覧ください。「総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する」ということで①から⑦の項目がございます。

「b 新JAS規格の制定」というところで「コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく……JAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する」となっております。

そのほか、イといたしまして「農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し」でございます。

7ページ目を御覧ください。＜実施事項＞の「a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金」につきましては「農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする」と。

次に「b 産地、品種、産年などの食品表示」でございます。こちらについて「一定の事実情報の任意表示を可能とする」というところで、農産物検査を受検しない場合について、その旨の表示ができる。この地域表示ができることにするというものでございます。

私からは以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省より、恐縮ですが、10分程度で説明をお願いいたします。

○天羽統括官 資料2-3を御覧いただければと思います。10分程度ということをお願いしております。事務局から説明事項について御指示いただいておりますことを中心に御説明いたします。簡潔に説明したいと思います。

「規制改革実施計画に関する検討状況」でございます。

お聞きいただきまして、まず目次でございますが、1番で、これまでの農林水産省の対応、2番で、7月の閣議決定の中身を御説明しようと思いましたが、今、事務局から御説明があったので、ここは飛ばさせていただきます。3番で、農林水産省は検討会を設置していますと。検討会の議事運営、それから検討会の主な意見を御説明するよというこ

とでありましたので、御説明させていただきます。それから、穀粒判別器による鑑定について。3－5では議論の方向ということで御説明をいたします。3－6で新JAS、4番、5番で補助金・食品表示の関係でございます。

1ページでございます。「農産物規格・検査の見直しに向けた農林水産省の対応」でございます。平成28年11月に農業競争力強化プログラム。これは、総理ヘッドで閣僚から成る会議体で決定をされております。29年8月には農業競争力強化支援法が施行されております。真ん中でありませけれども、これらを踏まえまして、農産物規格・検査に関する懇談会を平成31年1月から3月に開催して、検討を始めました。

主な検討項目としては、①穀粒判別器の活用。これは令和元年11月に告示を改定してございます。②検査事務の効率化。これは令和元年7月に省令・告示を改正してございます。③検査員の検査精度向上。その他、④、⑤、⑥でございます。

2ページでございます。先ほど事務局から御説明があったとおりであります。この赤枠で囲ったところは、下の矢印のところですが、農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会で議論を始めています。青枠で囲ったところは、農林水産省、消費者庁において令和2年度中に措置するというので、今、作業を進めているところでございます。

3ページでございます。「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の設置」でございますが、実施計画に記載の項目を(1)から(8)まで掲げてございます。これらについて検討を進めてまいります。

検討会の委員でございます。右のほうにございますけれども、国際規格の専門家、それから、先ほどもお名前が出てまいりましたが、井村委員、岩井委員、それから、真ん中よりちょっと下の千田委員、藤代委員、それから、今日も発表があると伺っていますが、山崎委員といった方も検討会の委員に入っております。

4ページでございます。「これまでの検討会の議事運営と今後の議事運営について」でございます。第1回目から3回目、最初の3回は、ヒアリングをして意見交換というスタイルにしております。

1回目は、農業者、米の卸売業者、農産物検査の検査員からヒアリングを行っております。横田農場の横田さん、神明という卸の森さん、新潟の商系の集荷業者で検査員もされている加藤さんでございます。

右側は第2回目でございます。穀粒判別器の開発企業、ケツト、サタケ、静岡製機ということで、先ほど御説明いただいたケツトの方からもヒアリングをさせていただき、また、IT企業などでどういう展開が可能なのかといったことも聞かせていただき、議論をさせていただきました。

5ページ、左側でございます。第3回検討会では国際規格ということで、ISOの全体像なり品質管理マネジメントシステムについて、ISOの情報委員会の理事であります中川先生からお話を伺う。また、農産物以外のほかの分野でサンプリングとしてどういう抽出方法を取っているのかといったことを天坊先生から、また、スマートフードチェーンに

ついて折笠先生からお話をいただくということを考えております。

第4回以降は、具体的な課題の検討・整理ということで、右に掲げたような段取りで進めていきたいと思っております。

6ページを御覧ください。「検討会の主な意見」ということで、1回目、2回目の検討会が出た意見を紹介してございます。

まず【検査規格】の2つ目のポツであります。穀粒判別器に即した新たな基準を作ることが必要だといった御意見。それから、4つ目のポツですけれども、今の検査規格とは別に、穀粒判別器を利用する場合の新たな農産物規格を策定すればよいのではないかとといった御意見。

さらに【穀粒判別器の活用】については、将来的にスマホでQRコードを読み取れば等級が分かるなど、検査に関する情報が分かるようになればいいといった御意見。それから、2つ飛ばして4つ目のポツでありますけれども、測定機器で取得した情報をクラウドに上げてAI解析すれば、新たな価値情報を創造できるようになるのではないかと。さらに、将来的には、データの相関関係をAIでアルゴリズムを作って、プラットフォーム上で共有することもできるのではないかとといった御意見。1つ飛ばして、穀粒判別器のマーケットのシェアを拡大していくようなメカニズムが欲しい、新しい技術を開発していくような機構を作ってほしいといった御意見がありました。

また【商慣習】についても御意見がございました。

7ページ「穀粒判別器による鑑定について」でございます。先ほど申し上げましたけれども、これまでに仕様確認を終えた穀粒判別器ということで、3機種、仕様確認を農林水産省としてやってございます。

一番左のケツトの機種で御説明させていただきますけれども、この機械で測定した結果、データは、1等、2等といった大ぐくりのものではなくて、左側の「本体ディスプレイ」のところがございますとおり、本体のディスプレイに、胴割が6.9%だとか、細粒が0.8%だとか、そういった数値で出力されるほか、パソコンにつないで精緻な分析が可能でございます。右側の情報を様々な形で分析することが可能。これを通してお米の生産なり流通にフィードバックができると考えておりました、米作の次代にふさわしい検査に変えていくのではないかと考えております。このような流れを規制改革の実施計画を踏まえてさらに進めていきたいと考えています。

8ページであります。議論の方向ということでございますが、検討会での議論を踏まえまして、議論の方向として、左側に掲げてございますとおり、現行の規格に機械を合わせるということではなくて、機械の長所が活かせる規格を創設すればよいのではないかと。検査証明（検査のアウトプット）は各項目について具体的数値で示せるのではないかと。機械鑑定の場合の米の農産物規格も考えられるのではないかとといった方向で今後議論を進めていきたいと考えております。

右側に記載のとおり、各項目についても検討していく考えでございます。

9ページでございます。この穀粒判別器をさらに高度化していった精度を向上するのと併せて、今後、検査で得られた画像データをビッグデータとして活用して画像解析を進めていきたいと思っております。令和3年度予算で要求を対財務省に対してやっておるところでございます。もしよろしければ、規制改革推進会議でも応援していただければありがたいと思っております。

10ページであります。「新JAS規格の制定」ということで、第3回検討会でスマートフードチェーンについて有識者からヒアリングを予定してございます。国産品の国内外への供給拡大、農業者の所得向上につながるということで期待をしております。スマートフードチェーンを生かして、特色ある生産・加工・流通の情報をJASで証明することを考えております。

検討会での意見などを踏まえますと、この下の流れ図に書いてあるとおりでございますけれども、生産、乾燥・調製、検査、卸・精米といった流通、加工、各段階のデジタル情報をクラウド上に吸い上げて、リンクをさせて、消費者にも提供することを想定しておりますし、また、これを生産から流通、加工の各段階にフィードバックして、様々なデータの解析につなげていくような、役立つようなものにしていきたいと考えております。

11ページ「補助金・食品表示制度の見直しについて」でございます。先ほどの実施計画の中でもありましたとおり、農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しにつきましては、農産物検査を受けなくても補助金の申請だとか表示が可能となるよう見直しを進めているところでございます。食品表示制度の見直しについては、間もなく消費者委員会で検討が開始されるというふうに承知してございます。

すみません。もう時間でございますので、後は省略させていただきますが、表示の見直しの話、現行の規格、登録検査機関の運営について等でございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、消費者庁より、恐縮ですが、3分程度で説明をお願いいたします。

○津垣審議官 消費者庁政策立案総括審議官の津垣でございます。本日は、規制改革実施計画を踏まえまして農産物検査を要件とする食品表示の見直し状況について御説明をさせていただきます。

資料2-4の1ページを御覧ください。本年7月17日に閣議決定されました規制改革実施計画を踏まえまして、関係者と調整を行った上で、消費者庁としては、玄米及び精米に関する表示制度の見直しを行うこととしております。

具体的な見直し内容について御説明させていただきます。まず、現行と見直し案を見比べていただいて、現行では、産地、品種、産年の3点を表示する場合には必ず農産物検査による証明が必要でございましたが、農産物検査による証明を受けているものと受けていないものの差をなくして、農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種、産年の表示をできるようにしていきたいと考えてございます。

一方で、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することは不適切でございますので、それを防いで、消費者の信頼を損ねないようにする必要がありますことから、産地、品種、産年の3点を表示する場合は、根拠を示す資料の保管を義務付けていきたいと考えてございます。

具体的には、農産物検査による証明がある場合は、それを保管していただければいいわけですが、証明がない場合には、米トレサ法に基づきます取引の伝票などの書類の保管を義務付けていきたいと考えてございます。なお、具体的な根拠資料の保管の方法等については、通知等で示すことによつて、表示の適正性を担保していきたいと考えてございます。

また、消費者の選択に資する有益な情報であることから「農産物検査証明による」ですとか「〇〇ライス確認による」などの表示の根拠の確認方法も表示できるようにし、また、生産者名など一定の事実情報についても表示ができるようにしていきたいと考えてございます。

食品表示につきましては、食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準に具体的な表示事項を記載してございます。玄米及び精米の表示の見直しについても、この食品表示基準を改正することにより行う必要がございます。

2ページを見ていただきたいのですが、この食品表示基準の改正に関する今後のスケジュールについて御説明を申し上げます。

食品表示法におきまして食品表示基準を改正する場合には、消費者委員会の意見を聞かなければならないとされてございます。消費者委員会と申しますのは、独立した第三者機関として内閣府に設置されておりますことから、消費者庁から食品表示基準の改正について諮問を行い、審議をいただき、答申をもらうという流れになります。

玄米及び精米の表示制度の見直しに関する今後のスケジュールにつきましては、近々、明日にでも消費者委員会へ食品表示基準改正案の諮問を行い、今月下旬に消費者委員会食品表示部会で議論をいただく予定となっております。その後、食品表示部会で数回程度議論をいただくこととなろうと思っておりますが、今年度末を目指して消費者委員会から答申をいただき、その答申の内容を踏まえ、最終的に食品表示基準の改正・公布を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、今般の改正につきましては、令和3年産米からの表示が可能となるよう、令和3年7月1日の施行を予定しているところでございます。

消費者庁からの説明は以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、農産物検査の検討会にも御出席されております山崎様から何か御意見ございますでしょうか。

○山崎代表取締役 埼玉県の農業生産法人ヤマザキライス代表の山崎と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

まず、検討会で感じたことを率直にお話しさせていただきます。

既に2回の検討会が行われましたが、答申に基づいた流れはあるものの、第1回目の会議でのヒアリング内容は答申を否定するものが多く、なぜ反対なのか、反対であるならば代替策は何なのかというような前向きかつ建設的な内容ではございませんでした。もちろん、反対の意見はあっていいものの、根拠なき反対が多く、少し違和感を覚えました。

また、数年かけて行われてきた穀粒判別器の仕様確認が農水省から下りているにもかかわらず、農産物検査に使用するのは時期尚早との声も強く感じましたが、これについても反対の根拠はございませんでした。これは、ヒアリング対象者を批判しているものではございませんので、御理解ください。

2回目の検討会については、穀粒判別器の仕様と将来的な前向きな会議と感じています。加えて、私たち検討会の委員についても、答申に沿うような質疑や意見をすべきと考え、私自らも反省し、検討会委員の意識再確認も必要と考えております。検討会をととても丁寧に進めようとしているのは深く理解しておりますが、限られた回数と時間がございませんので、着地点が早く見えるようになっていただきたいと思います。

答申をもとに、現行の目視検査は合理化し、現行の検査は残しつつ、一方で、科学的根拠をもとにした穀粒判別器を用いた新規格の検査の検討や、検査員でなくとも、穀粒判別器の使用は検査同等となるような精度が必要と考えます。

私たち生産者は1等のお米を作れるよう常に努力をしているものの、等級を上げるために農薬の使用増加を助長しており、なおかつ、色彩選別機の導入を余儀なくされ、非常にコスト高となり、経営を圧迫しております。消費者にはお米の安全を第一に届けられるような形で穀粒判別器の特性を鑑み、1等や2等の区分表示の見直しが必要だと思います。ただし、3等や規格外に相当するお米は厳しく分析すべきと考えます。

また、商慣習については、農水省によりアンケートが実施されておりますが、余マスの有無にかかわらず科学的根拠をもとに設定すべきで、強制であってはならず、生産者と買取り業者が合意の上で決めるべきだと思います。昭和26年に農産物検査法で定められた余マスの意味を含む皆掛重量という表記については見直しが必要と考えます。

最後に、コロナ禍で56万トンのお米が余剰となっており、少しでも消費量を増やすことにつながるような検査規格の新設が必要と考えます。そして、政府が農産品で5兆円の輸出目標を掲げた今、検討会をもとに、輸出用検査規格を早急に創設すべきとも考えます。全国で量をまとめたオールジャパンとして輸出促進を図るべきだと思います。

先ほどのJA越前たけふさんのような高規格米の取組の推奨の一方で、輸出用低コストの安いお米を作ることも必要かと思えます。あえて玄米の選別をコントロールをしながら安いお米を作っていくことの必要性も考えております。低コストで作っても日本のお米は十分においしく、海外でも需要があり、低価格・低コストの輸出用米も視野に入れ、目標に向けた輸出拡大が必要と考えます。生産者は生産に徹することが一番のコスト削減につながり、輸出向けの検査規格ができれば、輸出先のマッチングや輸出手続を生産者がする

ようなことはなくなると思います。

生産現場では、コロナ禍の米余りにより米価は大暴落しており、私たち生産者に残された時間は少ないと切実に感じております。発言の中で不愉快に思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、ただいままでの御説明を踏まえまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。御発言の際には「手を挙げる」機能、場合によっては画面の「通知」という表示をお願いします。質問、回答は簡潔にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、南雲座長代理、その後に竹内委員、よろしく申し上げます。

○南雲座長代理 ありがとうございます。南雲でございます。

御説明どうもありがとうございました。検討会ではいろいろと議論が右左に行っただけですけれども、7月17日の閣議決定については、決定する、やるということになっているので、どうやるのかという形の議論を前に持っていただく、これがプロトコルだと思いますので、それを敢行いただければと思います。

その上でですけれども、農水省さんの御説明にもあった資料の9ページがいい意味で非常に気になっています。要は、データを使っているという発想になっているというのは正しいと思うのです。

何を申しているかということ、目視によるものから、穀粒判別器、機械を使うというところの発想はこれまでどおり前に進めていくことだと思いますけれども、それ以上に重要なのは、データが集まるという点だと思います。とりわけ米の輸出ということを考えていくと、どれだけデータを使って輸出に競争力があるお米を作っているのかということが国際競争力の肝になっていくのは間違いないと思います。

アジアの周辺国を考えますと、当然のことながら、中国を初め、A I、データの社会にどんどん入っていますし、韓国もシンガポールもどんどん先に行っていますから、これは時間の猶予が余りないのではないかと思います。なので、データを使って国際競争力のあるお米を作る、A Iを使う、データをためるということに関しては、こういう時代で変化が速いので、どんどん推進していくべきだと考えます。

概算要求は3000万円と書いてあるように見えるのですけれども、これで大丈夫ですか。私はここで大丈夫ですかと言う立場にないのですけれども、国際競争力を推進する上で、この予算で一体何ができるのだろうと逆に思ったものですから、それは質問というか、状況を教えていただければということです。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点について、農水省、お願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。農林水産省米麦流通加工対策室長の上原でございます。

ただいま御質問いただきましたとおり、ビッグデータの蓄積と、それを生産現場にもフィードバックをしていくような活用が大変重要だと思っております。

この研究では、穀粒判別器について現場で使われるようになってくることを見据えまして、これをまずビッグデータで蓄積し、次世代の穀粒判別器をさらに開発していくことを念頭に置いております。

開発の予算について3000万円ということをございますけれども、これは画像の解析と次世代の穀粒判別器の開発という部分に焦点を当てたものでございまして、このシステムを開発するに当たりましては、例えば農業データ連携基盤（WAGRI）といったものの活用ですとか、内閣府で実施されているスマートフードチェーンの研究などとリンクさせていただきながら、さらに、全体像として連携させていただければ大変ありがたいとも考えております。

ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

南雲座長代理、いかがですか。

○南雲座長代理 一言だけ。

そういう認識を検討会で共有していただくところが極めて重要なことだと思います。目の前の作業でどうのこうのということではなくて、これは国全体にとって国益にかなうのだという認識のもとに話を進めていただければと思います。ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

御説明いただきましてありがとうございました。私、第1期には農林水産ワーキングの委員として参加させていただいております。この検査の制度は消費者としても大変関心を持っていたところもあり、実施計画に盛り込まれたということで、その後の動向も関心をもっております。9月4日に開催された検討会の第1回の議事録を見て、あれあれっと思って今日参加をさせていただきました。今、山崎様からの御意見も伺って、ちょっと確認をさせていただきたいと思った次第です。

検査においてデジタル機器の進化というのはすさまじいものがあると認識しております。例えば、コンビニエンスストアでたばこを買おうとすると、年齢確認が必要になりますけれども、NECさんだったか富士通さんだったか忘れましたが、顔認証システムを使うと、女性が幾らお化粧をしていても、プラスマイナス1歳程度の誤差しかなくて判別されてしまうぐらい精度が非常に高いものがもう既に存在すると伺っております。

もちろん、デジタルより人が優れている部分も多々あるかと思えますし、先ほどのケツト様からの御説明の中でも、得意、不得意があることは重々理解しておりますけれども、大前提、方針として、こうしたデジタルの技術を使っていくという大方針を、先ほど南雲座長代理もおっしゃってくださったとおり、示していただくことが非常に重要ではないかと思っております。

農水省さんが、データ活用の方向性です、応援してくださいとおっしゃっていたのは、大絶賛、応援申し上げますし、私も、あれっ、これ3000万、桁を間違っていないかなと思っていただるところではございます。ただ、この検討会でデータ活用の方向に行くのだということをもっと最初にお示しいただいていないので、ちょっと議論がぶれてしまっているように。少なくとも参加されている方が感じておられるということではないかと思えます。

第1回の議事録を拝見しましたがけれども、40ページあたりのところで、その規制改革の議論とかけ離れた印象を受けていると御参加の委員がおっしゃっておられるわけです。もちろん、これは委員会全体を通しておやりになるということかと思えますけれども、まず、その大方針を最初に示していただかないと、委員の方たちも当惑されるのではないかと思います。

現在の検査規格では、全ての農業者について一律の基準でサンプル提出をさせて検査を行っていると同っております。こういった検査にかかるコストも決してただではございませんし、農業者によっても、その生産プロセス、管理の方法等も様々異なると思います。農業者が多様な選択肢を選ぶことができるようにしていくことが大前提、これも大方針であるということはお示しいただけるという理解でよろしいでしょうかというところがございます。

最後に1点です。こうした検討の前提となるのは、規制改革の実施計画にも、多様化する米の流通形態であるとか、消費者のニーズに対応するということが書かれていたかと思えます。消費者のニーズであるとか、そういったところを把握することが必要になっているかと思えますけれども、そうした特定ができていますのか。

先ほどの資料2-3の4ページ目、5ページ目あたりでも流れを示していただきましたけれども、この中に、消費者がどういったことを望んでいるのかという点がなかったようにお見受けいたしましたので、その点も確認させていただければと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点、農水省、お願いします。

○天羽統括官 農林水産省でございます。

先ほどの山崎委員からの御発言にもありましたけれども、申し訳ないのですが、1回目の議論のヒアリング対象者などの御発言をもって、全体の会議の進行について、ネガティブ、後ろ向きとか、実施計画をやるつもりがないのではないかなどと懸念をされているようでもありますけれども、そんなことは全くございません。私ども、この実施計画に沿って検討を深めて議論を進めていこうと考えています。

それから、農業者がより選択できるようにといったことですか、消費者の選択にも資するように、消費者のニーズにも合うように。もちろん、このとおりでございまして、消費者の意見の把握の仕方についてさらに検討していきます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、小林議長、お願いいたします。

○小林議長 先ほど農水省からスマートフードチェーンシステムのお話があったので、一言申し上げたいのです。

S I P第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」では、二十数億円の予算をかけて、生産から消費に至る様々なデータを自動収集しているのです。ビッグデータを構築して、フードチェーンをA I等によって最適化して、機械をインテリジェント化する。画像解析を含めてやっている。そういうスマート生産技術システムの開発が総合科学技術・イノベーション会議の下でS I Pとして行われている。3000万円をかけた次世代穀粒判別器の開発もよいのですが、フードチェーン全体の中で将来にもスコープを広げながら、今回のこういった判別器の開発を一緒にやったら効率が上がるのではないかと思いますので、一言申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点、農水省から何かございますでしょうか。

○天羽統括官 農林水産省でございます。

まさに一緒にやらせていただいています。そういう中で、穀粒判別器の器具の開発については農林水産省の予算で要求しているところでございます。S I Pのフローチャートの中で、それぞれの段階でデジタル情報を収集して、蓄積して、解析して、フィードバックしていく、こういう世界を追求していかないと、我がセクターには将来がないと思っておりますので。

○小林議長 輸出も含めて、ニーズに自動的に対応するためには必須だと思います。是非よろしくお願いします。

○天羽統括官 こちらこそよろしくお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

委員、専門委員の方、ほかに何かございますでしょうか。

新山委員、お願いします。

○新山委員 それでは、簡潔に3点、意見を申し上げたいと思います。

その前に1点ですが、検討会議の議論について委員の皆さまから意見が出ておりました。皆さまとは意見がちょっと違うかも知れませんが、これまで農水省に協力して新しい制度を作ってきた経験からしますと、最初はまず意見を十分出し合うことが新しい規格を自らのものにできるのではないかと思いますので、それはそれで意味のあることだと思います。

まず、第1点として、自動判別機械の導入ですけれども、これについては、機械の長所が生かせる新しい規格を創出するという方向で議論がされているようですので、非常に有効な議論の方向だと思います。

ケツトさんがおっしゃっていましたように、現在の機械では評価が難しい充実度なども、

目視とは異なる方法を検討することで可能になるのではないかと思いますし、同じく、異物や虫食いなどについても規格は開発されるのではないかと思います。

また、南雲座長代理がおっしゃっていましたように、それから、皆さんの御意見でもありますデータの活用というのは、今後大きな効果を生むのではないかと私も思います。

第2点ですが、JAS規格です。このような規格に類似したものがこれまでも、例えば、豚肉の生産情報公表JASのような形で既に導入されておりますし、その効果や課題を押さえられて、それを生かしてよりよいものにしていかれることがよろしいのではないかと思います。

第3点ですが、消費者庁から御報告がありましたことについてです。産地、品種、産年などの食品表示の根拠を担保するために記録を保存するという点ですが、これは米トレサ法で義務化されております。米については、トレーサビリティの観点からしますと、やや緩いところがあり、入りと出のロットを対応付ける、内部トレーサビリティと言われるものですが、その確保を検討していくことが必要なのではないかと考えます。それは牛肉では確保されておりますし、この農林水産ワーキングで検討しました特定水産物についてもそのような方向で現在制度が準備されていると聞いております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

南雲座長代理は手を挙げておられるのでしょうか。

では、南雲座長代理の御意見を伺った後、併せて、農水省から何かあればお願いいたします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

先ほど小林議長もおっしゃっていましたけれども、これだけデータを使ってインフラを作るということですから、やはりこれの国際標準を取りに行くべきだと思うのです。ルール形成戦略で、日本のお米というのはブランド米で、それを作り出すためのデータであるとか、プロセスであるとか、管理手法であるとか、こういったものを併せて、JAS規格でもあるのでしょうかけれども、国際的に一つポジションを取りに行くことも含めてお考えになられると、全体最適かなと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点について、農水省、何か御意見あればお願いします。

○天羽統括官 国際標準を取りに行けという叱咤激励をいただいたわけでありまして。今回、まず考えておりますのは、新しいJAS規格を制定して進めていきたい。例えば有機JASなどは、ヨーロッパの有機の認証とハーモナイズしていますので、そういう将来も見据えながらやっていければと考えています。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、河野大臣もお見えになっておりますが、議題1の議論を終える前に金丸議員から一言お願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。本日の議論を伺っておりまして、事務方が最初に用意した写真とか、ビジュアルで、現行の農産物検査方法がどうかというのが皆さんにもお示しされたわけですが、私は、この農産物検査法というものを知って自分なりに研究した結果、農家の方々が御自身で作ったお米をその都度検査して、その検査をする方々も相当負荷をかけて、目視ですから、人海戦術型検査なわけです。その割に、消費者から見たときに、スーパーマーケットへお米を買いに行っても、1等とか2等とか、あるいはこんな検査をこれぐらいの努力をしてくださったということは全く伝わらないわけです。

まず考えなければいけないのは、米は守ろうと思った農作物なのですけれども、消費はずうっと低迷しているわけです。ずっと右肩下がり。先ほど山崎さんがおっしゃられましたけれども、今年また米が余るという状況にあるわけです。そういう中で、真に消費者にとっても、農業者の方々にとっても、努力に資する検査方法は何かというのを考え直すのが今回の農産物検査法の抜本的な方針です。目視or機械というのが論点ではないのです。まずは、生産者の方々の中で、御自身で製造者責任が取れる方々は御自身で穀粒判別器を買い、穀粒判別器に限界があれば、御自身でも目視して、自分で作られたものですから自分で製造者責任を取って、製造者責任者として消費者のところに名前が届くということだと思っております。

今、ネットで売られているお米は、消費者にとっては情報をたくさん認識できるものです。ネットだと、農家の御家族の顔写真とか、御自身たちがどんなこだわりでこのお米を作ったかを見ることができます。是非皆さん御覧いただきたいと思っております。そういう意味で、今回の農産物検査法は、私としては、農水省の皆様とは議論が終わっているという方向性で、きっちりとした納得のいく法制度にしていきたいということを改めてお願いしたいと思います。

それから、消費者庁の皆様はまだ研究が足りないと思いました。消費者庁なわけだから、今の小売の現場で消費者の方々がお米に何を期待しているか、どんな買い方をして、どんな情報を得ているか。ブラックボックスで、何が保証されているのではないかという曖昧ではなくて、このお米はどんな情報を提供すれば消費者が消費するのかというのを逆に農水省にリクエストすべきではないかと思いました。今回の農産物検査法の見直しは、今日は余り議論にならなかったのですが、皆掛重量というのでしょうか、30.5キログラムと書いてあって、正味重量は30キログラムです。500グラムの差は何なのですかということです。それから、余マスというものを農家の方々は検査のときに持って行くわけです。これは法律には出てこない商慣習ですから。こういうものを、21世紀、もう20年が過ぎた今、全面的な見直しを、今後も検討会議で有益な議論をしていただいて、是非着実に進捗させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、河野大臣には最後締めくくりをお願いするとして、座長の私としても今日の議論についてまとめをさせていただきたいと思います。

この夏の規制改革実施計画というのは、実施のデッドラインが決まっております、農産物検査については21年度上期、つまり来年の9月末までというのが決まっています。そのタイムフレームの中では、今の検討会の進み方は非常に不安を覚えると。特に第1回の立ち上げというのが方向性がないかのようなニュアンスだったのが皆さんの御懸念を生んだのではないかと思います。

そういう意味で、改めて規制改革の4点、とにかく農業者の創意工夫がより発揮される、先ほど56万トンの余剰がこのコロナ禍で出ているということですから、まさに創意工夫ができるような形。これは今、金丸議員もおっしゃったような、消費者にどういう情報が届くかというところでの品質についての情報が提示できるのかといった問題も含まれると思います。

さらに、農業者に多様な選択肢が提供される。本来は、農家の方が、自分で作って、自分で自信を持って検査して、自分で保証して出すというのが原則ですから、その中で多様な選択肢を考えていただけるようにするということ。

3点目としては、農業者の所得向上につながる形での現行の農産物検査規格についてはなくすことにはなっておりませんので、これについては低負荷・低コスト。これはもう、今、金丸議員がおっしゃったような余マスの問題。30キロで270グラム余分。これは1%ですから。消費税1%で大騒ぎしているわけですから、お米の1%が無駄になっているというのも大変なことです。さらに、農業者の所得向上に資する新たな規格構築。特に輸出。輸出5兆円。別に5兆円全部お米というわけではありませんが、お米については、日本が極めて先進的な取組をしている。ある意味では、日本の国として一番誇るべき農産物ですから、それについて適するようなJAS規格。これは21年度上期までという中で考えていただくことなので、具体的にどういうものを作っていくかという議論を進めていっていただきたいと思います。

引き続き、検討の進捗状況については事務局を通じて随時共有いただきたいと思います。また、進捗状況によっては、本ワーキング・グループでもさらにフォローアップさせていただければと思います。

私からは以上でございます。お忙しい中、御臨席いただきました河野大臣より締めくくりの御発言をいただければと。

○河野大臣 今日はどうもありがとうございます。私も途中からの参加でしたので、全ての議論を聞くことができませんでした。後で議事録などをしっかり参照していきたいと思っております。

日本の人口が減少し、また高齢化が進む中で、日本人の胃袋は段々小さくなってきて、お米の消費量は減少している。そういう中で、輸出に活路を見出さなければ水田を縮小せざるを得ないという状況だと思います。生産者の皆様には、いろいろな市場に着目し、い

ろいろな品種にそれぞれターゲットを絞って、輸出拡大を目指してしっかりと対応しているのだろうと思っております。

今回の検査規格の議論ですけれども、先ほど金丸さんもおっしゃっていましたが、果たしてこれは、消費者に意味を持つものだろうかという気がいたします。いろいろな人がお米を買うときに何をもってこのお米を買おうと思っているかという中であって、果たしてこの1等、2等という検査の結果が何か意味を持っているのだろうか。私の知る限り、そこを気にしている人は余りいないような気がしております。流通コストを下げる、あるいは輸出するときのコストを下げるために本当に必要なものは何なのか。

それから、いろいろな農作物が、香港を始め諸外国に出ようになりましたけれども、そこへ出ていく野菜や果物とこの米に何か違いがあるのか。米だけ何か別な形で検査をやらなければいけない理由があるのかということも余り釈然といたしません。本当に必要なものは何なのか、それがきちんとマーケットをにらんだものになっているのかというのをしっかり見てほしいと思っております。

また、今度の新政権はスピード感を第一に考えておりますので、今までのタイミングを、できるものはどんどん前倒ししていきたいと思っております。のんびりと構えずに、1か月でも2か月でも早く結論を出して、実行に移せるようなタイミングで議論をしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間座長 河野大臣、ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日の議論は以上といたします。

皆様、お忙しい中、ウェブ会議ツールで御参加いただき、また現場から参加いただき、ありがとうございました。これで終了でございます。